

介護保険システム等標準化検討会
合同ワーキングチーム（第1回）
令和4年5月13日 【資料2】

介護保険システム等標準化検討会 第1回合同WT

第1回WTの検討概要 2.0版案の対応概要

令和4年5月13日
事務局提出資料

1. 検討論点に対する2.0版案の対応一覧

○ 各検討論点に対して、標準仕様書2.0版案に反映した内容は、以下のとおりである。

No	検討要素	検討の論点	2.0版案への反映内容	
1	政府方針	マイナポータルぴったりサービス(ワンストップサービス)による電子申請の対応	○	機能ID:1.1.22.、1.1.23. について、 <u>実装オプションから実装必須へ変更</u>
2		DV等支援対象者に係る抑止情報の活用	○	機能ID:1.1.14. に他システムへの連携機能を追加 ※ <u>DV加害者情報は連携要件に未記載であるが、必要である旨、引き続きデジタル庁と調整する</u>
3		公的給付支給等口座の情報の利用	○	帳票レイアウトへ公的給付支給等口座の利用希望欄の追加や管理項目への追加等(<u>対応概要をP2～4に記載</u>)
4		標準仕様書を標準化基準(基準省令)とする際の規定ぶり	-	変更なし(今後、必要に応じて変更)
5	制度改正等の動向	介護保険制度に係る制度見直し(3年に1度)	-	変更なし(令和4年度は変更予定なし)
6		住基、地方税、マイナンバー、その他関連業務・システムに係る制度改正・仕様変更	-	変更なし(今後、必要に応じて変更)
7		介護保険事務に係る事務連絡等による影響	-	変更なし(今後、必要に応じて変更)
8	関連施策の状況	データ要件・連携要件の策定による影響	○	デジタル庁から提供された4月20日時点のデータ要件・連携要件に対する対応(<u>対応概要をP5～7に記載</u>)
9		ガバメントクラウドの先行事業による影響	-	変更なし(今後、必要に応じて変更)
10		デジタル庁で定める検討方針策定による影響	-	変更なし(今後、必要に応じて変更)
11	他業務分野の検討状況	住基及び地方税の標準仕様書の改定による影響	-	変更なし(今後、必要に応じて変更)
12		第2グループの標準仕様書案の策定による影響	-	変更なし(今後、必要に応じて変更)
13	継続検討事項	令和3年度からの継続検討事項 546件の対応(構成員意見:18件、全国照会意見:528件)	○	主な対応内容は、 <u>対応概要をP8～13に記載</u>

2. 公的給付支給等口座の対応について(変更点)

○ 令和4年10月～12月の試行運用の後、令和5年1月(予定)以降、本格運用を行っていく予定であるため、令和4年3月14日の事務連絡を踏まえて、2.0版案として以下を対応している。

○ 制度の概要等

○ 2.0版案(変更点)

※機能・帳票要件は、該当機能ID(2.0版案)を記載

No	事務の流れ	制度の概要	事業名	機能・帳票要件	帳票レイアウト
1	公的給付支給等口座登録	住民がマイナポータル等から、口座情報登録・連携システムに公的給付支給等口座の登録を実施	1.介護保険共通	1.1.19. 1.1.20. 1.3.16.	—
2	給付申請利用意思表示	住民が行政機関等に給付申請を行う際に、受取口座として、 登録した公的給付支給等口座を利用する旨を意思表示 (住民が給付申請書等において公的給付支給等口座の利用を希望する旨の意思表示をしなければ、公的給付支給等口座は利用できない)	4.保険料収納	4.6.9.	04.介護保険料還付請求書
			8.給付管理	8.3.1. 8.3.5. 8.4.1. 8.4.4. 8.6.1. 8.6.2. 8.8.17. 8.11.1. 8.12.1.	04.介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給事前申請書 07.介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給事前申請書 11.介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給申請書 13.介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書 15.介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等支給申請書(償還払用) 17.介護保険特定入所者介護(介護予防)サービス費等支給申請書 30.介護保険高額介護(予防)サービス費支給申請書 44.高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
3	行政機関等における口座情報取得	行政機関等が 情報提供ネットワークシステム(以下「情報提供NWS」という)による情報連携 (窓口・郵送の場合)又はAPI連携(オンライン申請の場合) により 口座情報登録・連携システムから 公的給付支給等口座情報を取得 ※ 行政機関等は、 支給の都度、最新の公的給付支給等口座情報の照会を行う ※ 上記API連携の提供予定時期については未定ですが、提供を行う際にはデジタル庁よりお知らせいたします			
4	支給手続	行政機関等は、公的給付支給等口座に振込を実施			

2. 公的給付支給等口座の対応について(対応概要①)

○ 機能・帳票要件の2.0版案の対応概要は次のとおりである。

機能・帳票要件 介護保険システム (1.介護保険共通)

機能ID 2.0版	標準仕様書		要件作成における経緯・留意事項等
	実装必須機能 (実装すべき機能)	実装オプション機能 (実装してもしなくてもよい機能)	
1.1.19.		マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成し連携できること。 ※1 DV等の支援対象者に対して、不開示コードが設定されること ※2 一括でデータを作成し連携できること	情報照会を行う機能は介護保険システムにて実装することが必須とされており、自治体様の運用により情報提供ネットワークシステムや団体内統合宛名システム等を利用した照会を実施し介護保険システムへの登録が手動で行われるケースもあるため、実装オプションとしている。 ○公的給付支給等口座の対応 保険料、給付管理等を対象とし、個別に対応できることに加えて、支払い前に一括して情報提供依頼ができること 当要件は、金融機関情報マスの更新に関するものではなく、各事業で管理している対象者や事業者等の口座情報を更新する必要がある。
1.1.20.		マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムから引き渡される情報照会結果データを取り込みできること。 ※ 一括取込もできること	
1.3.16.	金融機関の統廃合に伴い、金融機関コードや支店番号等が変更となる対象者や事業者等の口座情報を一括で更新できること。ただし、公的給付支給等口座の場合は置換しないこと。 ※ 他システムを参照し表示している場合は更新の処理は	金融機関の統廃合に伴い、金融機関コードや支店番号等が変更となる対象者や事業者等の口座情報を一括で更新できること。ただし、公的給付支給等口座の場合は置換しないこと。 ※1 他システムから対象者の口座情報を連携できること ※2 金融機関の統廃合や支店の廃止等により使用できない口座情報登録されている対象者を確認できること	

②金融機関・支店統廃合時の口座情報の一括置換機能に対しては、公的給付支給等口座は含まないことを追加。

①「情報提供ネットワークシステムによる情報連携」を行うための機能要件は規定済であるが、公的給付支給等口座の対応も行う機能であることを明示するために、留意事項に記載。

機能・帳票要件 介護保険システム (8.給付管理)

機能ID 2.0版	実装必須機能 (実装すべき機能)
8.3.5.	<p><自庁・委託運用> 住宅改修費に関する情報について、住宅改修費支給申請書の内容を基に以下の管理項目が登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <p>〜〜中略〜〜</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座情報 (金融機関コード、支店店舗コード、口座種目、口座種別コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人、公的給付支給等口座有無) ・受領委任事業者※2 (事業者名、事業者番号、郵便番号、住所、電話番号) ・申請日 ・受付日 ・整理番号 ・領収書記載日 <p>〜〜中略〜〜</p>

③該当する事務における申請情報の管理項目として、「公的給付支給等口座有無」を追加。

2. 公的給付支給等口座の対応について(対応概要②)

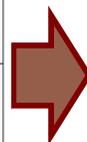
○ 帳票レイアウトの2.0版案の対応概要は次のとおりである。

例) 給付-11.介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給申請書 他

【第1.1版】

給付費を以下の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	銀行 信用金庫 農協 ()	本店 支店 ()	種目	口座番号											
	金融機関コード	店舗コード	1 普通 2 当座預金 3 その他 ()												
	ゆうちょ銀行	記号	番号												
	フリガナ														
	口座名義人														



【第2.0版案】

給付費を以下の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	銀行 信用金庫 農協 ()	本店 支店 ()	種目	口座番号											
	金融機関コード	店舗コード	1 普通 2 当座預金 3 その他 ()												
	ゆうちょ銀行	記号	番号												
	フリガナ														
	口座名義人														
<input type="checkbox"/> 公的給付支給等口座を利用します															

・「 公的給付支給等口座を利用します」(※)の希望チェック欄を追加。

※「正式文言は追って連絡」となっている。

なお、追加した項目は手書きを想定しており、システムからの印字は想定していないため、帳票詳細要件の修正はありません。

3. データ要件の対応について(対応概要①)

○ 3月30日時点の介護保険システム標準仕様書1.1版に対応したデータ要件(4月20日時点)がデジタル庁より提供されたため、データ要件との整合を取る対応として、以下の内容を2.0版案に反映している。

No	データ要件		標準仕様書への影響・2.0版案への反映内容
1	グループ 関連図	-	変更なし(データ抽出の単位を表したものであるため)
2	基本データ リスト	○	<p>○本編 第3章 機能・帳票要件 1. 機能・帳票要件 (1)管理項目について 以下の記載を追加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・All In One等により参照のみでも可能としている連携項目の場合は、<u>管理項目を定めず</u>、デジタル庁が整理する連携要件に連携できる項目を定めている。 ・<u>管理項目のデータ型(全角文字、半角文字等)、桁数、データ入力出力条件等は</u>、機能・帳票要件に定めず、デジタル庁が整理するデータ要件に定めているため、<u>管理項目の入力条件(必須・条件付き必須・任意)やデータ移行時のデータ抽出条件はデータ要件を確認</u>すること。 <p>○機能・帳票要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>管理項目に記載の「等」を削除し、管理項目の曖昧記載を無くしている。</u> ※本編の (2)「～等」の表記について も合わせて対応している。 ・データ要件に一律定められている市区町村コード、更新者ID、更新年月日、更新時刻等のシステム制御の意味合いが強いものは、管理項目として追加していない。 ・データ要件上、項目を分割しているものや現状の管理項目名のほうが意味合いが分かりやすいものは、管理項目名をデータ項目名に合わせしていない(データ要件に記載の機能IDにより項目間確認は可能)。 例1)住所_都道府県、住所_市区郡町村名、住所_町名、住所_丁目番地号数値、住所_丁目番地号表記、住所_番地枝番数値は、管理項目では「住所」としている。 例2)氏名_読み仮名、氏名_カタカナ(外国人)は、管理項目では「カナ氏名」としている。
3	コード一覧 (個別)	○	<p>○本編 第3章 機能・帳票要件 1. 機能・帳票要件 (1)管理項目について 以下の記載を追加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>管理項目のうちコード管理(選択入力)を行うものは、管理項目名に「コード」を付加</u>している。具体的なコード管理内容は、機能・帳票要件に定めず、デジタル庁が整理するデータ要件(コード一覧)に定めている。 例)資格異動事由に関する管理項目は、「資格異動事由コード」となる。

3. データ要件の対応について(対応概要②)

○ 本編及び機能・帳票要件の変更点は次のとおりである。

○ 本編(第3章 機能・帳票要件 1. 機能・帳票要件 (1)管理項目について)

なお、住民税情報等の他システムからの連携で取得した情報のうち、介護保険システム側で保持・修正を行う場合は管理項目を定めている。All In One等により参照のみでも可能としている連携項目の場合は、管理項目を定めず、デジタル庁が整理する連携要件に連携できる項目を定めている。

例) 負担限度額認定にて利用者負担段階の判定に必要な非課税年金情報を他システムから取得するが、取得した情報を介護保険システム内で保持して適宜修正等を行うこともあるため、受給者管理(負担限度額情報)の管理項目となる。

管理項目のうちコード管理(選択入力)を行う場合は、管理項目名に「コード」を付加している。具体的なコード管理内容は、機能・帳票要件に定めず、デジタル庁が整理するデータ要件(コード一覧)に定めている。

例) 資格異動事由に関する管理項目は、「資格異動事由コード」となる。

管理項目のデータ型(全角文字、半角文字等)、桁数、データ入力出力条件等は、機能・帳票要件に定めず、デジタル庁が整理するデータ要件に定めているため、管理項目の入力条件(必須・条件付き必須・任意)やデータ移行時のデータ抽出条件はデータ要件を確認すること。

②各管理項目のデータ型や桁数等の詳細な要件は、データ要件に定めるため、データ要件を確認する必要があることを明記した。

○ 【データ要件】基本データリスト(サンプル)

データ項目ID	データ項目	グループ			クラス分類			データ型	桁数	コード	繰り出し	データ出力条件
		名称	主キー	外部キー	LV1	LV2	LV3					
018	00001	市区町村コード	宛名管理	○	○	市区町村コード			X	6		必須
018	00002	宛名番号	宛名管理	○		住民	共通		X	15		必須

項目定義	項目説明	標準仕様書関連箇所	実装類型	サンプル値
市区町村を一意に識別するコード			○	131016
自治体内において、個人を一意に識別する番号	・除票用データベース ・右詰め記号(「0」の桁数)から「0」で埋める	1.1.1. 他システム連携 1.2.4. データ管理機能	○	000012345678912

管理項目のデータ型や桁数等の属性情報、コードの具体的内容はデータ要件を確認していただきたい。

○ 機能・帳票要件(サンプル)

機能・帳票要件 介護保険システム(2.被保険者資格)

機能ID	実装必須機能(実装済)
2.0版	
2.1.1.	住記異動情報(外国人を含む)や第2号に、資格の異動更新(資格取得、資格喪失)と。なお、40歳到達者、及び65歳到達日より資格付与の処理ができること
	【管理項目】 ・被保険者番号 ・宛名番号 ・資格異動日 ・資格取得日 ・資格喪失日 ・資格異動事由コード ・被保険者区分コード

①コード管理するものは、「コード」を付加した。

機能・帳票要件 介護保険システム(7.認定管理)

機能ID	実装必須機能(実装すべき機能)
2.0版	
7.5.1.	認定審査会の結果を基に認定申請者の認定情報が登録・修正・照会できること。 ※ 認定の結果として「却下」の扱いとなる場合も登録できること
	【管理項目】 ・要介護認定日 ・要介護度 ・要介護状態区分コード ・要介護1の状態像コード ・認定有効期間(月数) ・認定有効期間開始日 ・認定有効期間終了日 ・要介護認定理由コード
	等

③管理項目の「等」を削除し、管理項目を明確化した。

【出典】デジタル庁 令和4年4月19日「地方公共団体情報システム標準化基本方針【第0.8版】等に対する意見照会について(依頼)」

4. 連携要件の対応について

○ 3月30日時点の介護保険システム標準仕様書1.1版に対応した連携要件(4月20日時点)がデジタル庁より提供されたため、連携要件との整合を取る対応として、以下の内容を2.0版案に反映している。

No	連携要件	標準仕様書への影響・2.0版案への反映内容
1	機能別連携仕様(介護保険)_Input	○ 機能・帳票要件
2	機能別連携仕様(介護保険)_Output	○ 連携機能自体について整合させた。

機能・帳票要件 介護保険システム (1.介護保険共通)

機能ID 2.0版	標準仕様書		要件作成における経緯・留意事項等
	実装必須機能(実装すべき機能)	実装オプション機能(実装してもしなくてもよい機能)	
1.1.1.	<p>住民記録情報(外国人情報を含む、異動情報を含む)と連携し、介護保険システムで利用できること。</p> <p>※1 「住民記録情報と連携」は、住民記録情報を含む宛名管理システムや共通基盤等との連携を含む</p> <p>※2 データの参照、取り込み(サブセット化)は問わず、介護保険システムで利用できること</p> <p>※3 連携頻度は随時、日次・月次等とする</p> <p>※4 個人番号も連携できることとする(標準化対象事業が含まれ、連携による保持が必要な場合)</p> <p>※5 DV等支援対象者情報も連携できることとする(連携できる場合)</p> <p>※6 DV加害者情報も連携できることとする(連携できる場合)</p> <p>※7 住登外情報も連携できることとする(連携できる場合)</p>	<p>住民記録情報(外国人情報を含む、異動情報を含む)と連携し、介護保険システムで利用できること</p> <p>※1 連携頻度は随時とする</p> <p>※2 団体内宛名番号も連携すること(標準化対象事業が含まれ、連携による保持が必要な場合)</p> <p>※3 本名、通称名、英字名(英字名は管理している場合)のいずれかを優先利用するか、氏名優先フラグの情報を連携すること(連携できる場合)</p>	<p>連携項目について、連携要件としてデジタル庁が整理する方針となったため、現時点では介護保険として定義しない方針としている。</p> <p>基本的な考え方としては、地域情報プラットフォーム標準仕様の連携項目に準拠することになる。なお、住民記録情報以外の住民税等の他の連携も同様としている。</p> <p>住民記録情報との連携要件を定めている。自治体の運用やベンダーシステムの形態により様々な運用形態があるため、標準として必要と想定される要件を※で追記している。</p> <p>具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。ただし、DV加害者情報は連携仕様に含まれていないが、引き続き連携仕様を含めるよう調整する。</p>
1.1.2.	<p>宛名管理システムや共通基盤等と連携し、住登外情報を介護保険システムで利用できること。</p> <p>※1 データの参照、取り込みは問わず、介護保険システムで利用できること</p> <p>※2 連携頻度は随時、日次・月次等とする</p>		<p>住民記録管理している情報について記載している。</p>

①随時連携を必須に変更、住登外情報は宛名管理システム等との連携となるため、1.1.2.の別機能に分離した。

②団体内統合宛名番号は、団体内統合宛名システムからの連携のみ(1.1.16.として別途要件追加)となるため削除、連携項目は連携要件に定めるため削除したことで、実装オプション機能全体を削除した。

③具体的な連携項目は、デジタル庁で定める連携項目で示すため、項目の過不足が無いか確認、調整している。

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	必須/任意																												
0 0 1 i 1 0 0 0		7.2.2 他業務照会	国民健康保険への国保資格情報照会のための連携インターフェース		①住基システムが、②国民健康保険システムに、③各種情報を、④照会する	必須																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象データ</th> <th>データ集合名</th> <th>データ項目ID</th> <th>データ項目名</th> <th>備考</th> <th>連携方法</th> <th>連携方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資格情報(国民健康保険)</td> <td>-</td> <td>(情報)</td> <td>-</td> <td></td> <td>○</td> <td>ファイル連携</td> </tr> <tr> <td></td> <td>00i</td> <td>00910</td> <td>市区町村コード</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>00i</td> <td>00911</td> <td>宛名番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							対象データ	データ集合名	データ項目ID	データ項目名	備考	連携方法	連携方法	資格情報(国民健康保険)	-	(情報)	-		○	ファイル連携		00i	00910	市区町村コード					00i	00911	宛名番号			
対象データ	データ集合名	データ項目ID	データ項目名	備考	連携方法	連携方法																												
資格情報(国民健康保険)	-	(情報)	-		○	ファイル連携																												
	00i	00910	市区町村コード																															
	00i	00911	宛名番号																															

連携項目は連携要件を確認していただきたい。

【出典】デジタル庁 令和4年4月19日「地方公共団体情報システム標準化基本方針【第0.8版】等に対する意見照会について(依頼)」

5-1. 主な対応内容(本編・介護保険共通)

No	意見概要	2.0版案への反映内容
1	<p>他システム連携により取得した住民記録情報、住民税情報に対する参照ログは、管理するだけでなく、不正アクセスの分析ができる必要がある。 ※分析の方法は「特定個人情報等の利用状況のログ分析・確認について(個人情報保護委員会事務局)」等と整合性をとった機能を求めます。 【理由】 ログの検索・参照を駆使して不正アクセスを検知する場合、実施者のスキルにより検知結果が変動するため。</p>	<p>個人情報保護委員会事務局が提示している「特定個人情報等の利用状況のログ分析・確認について」も<u>参考とし、参照ログに対する分析要件は必要と考え、本編の以下に追加</u>しております。</p> <p>第3章 機能・帳票要件 ↳ 1. 機能・帳票要件 ↳ (9) アクセスログ管理について 「参照ログには<u>参照した日時、職員、端末、宛名</u>(対象者や保護者等を識別できる宛名番号等の情報)<u>を含むこととし、分析できるように画面上で操作、又は表計算ソフト等へ取り込めるようにすること。</u>」</p>
2	<p>介護予防・日常生活支援総合事業は現在どの保険者も実施しており、介護保険システムと同一のシステムとして構築している保険者がほとんどである。総合事業は各自治体独自の部分もあるが、訪問型・通所型の従前相当サービスや高額介護予防サービス費相当事業、高額医療合算介護予防サービス費相当事業、また基本チェックリストや事業対象者の登録などの共通する部分は標準化範囲内としてほしい。 総合事業が標準化対象外となってしまうと、介護保険システムとは別システムとして構築することになり、運用上の手間や運用上の影響が多くなる。</p>	<p><u>介護予防・日常生活支援総合事業について、全国意見照会でのご意見を踏まえ、介護保険の受給者管理や給付管理等と密接に関わる機能であるため、可能な限り標準化範囲内の業務として標準仕様書(本編)における考え方の見直し、各標準仕様書に追加</u>してはどうかと考えています。</p> <p><標準仕様書(本編)> 第1章 本仕様書について - 3. 対象 - (2) 対象分野 の見直し 他</p> <p><(別紙1)業務フロー・(別紙2)機能・帳票要件・(別紙3)帳票詳細要件・(別紙4)帳票レイアウト> 「10.総合事業」として、機能や帳票を追加 ・業務フロー:11フロー ・機能・帳票要件:中項目13個 ・帳票詳細要件/帳票レイアウト:20帳票</p>

5-2. 主な対応内容(資格認定関連)

No	意見概要	2.0版案への反映内容
1	<p>10介護保険住所地特例対象者施設入所(居)・退所(居)連絡票 14介護保険被保険者適用除外者開始・終了届</p> <p>上記の帳票は、住所地特例対象施設や適用除外施設から保険者市町村から提出してもらう書類であり、住所地市町村での作成は「不要」と思われる。</p>	<p>当該帳票は施設側で作成し市町村に提出する帳票であり、介護保険システムから出力する帳票ではなく、又帳票作成時点でシステム印字項目として定める項目の管理が行えるものではないため、標準仕様から削除しました。</p> <p><反映箇所> 【機能・帳票要件】(第1.1版時点)機能ID 2.3.3.、2.4.2.、2.5.2. <削除帳票> 2.被保険者資格 - (第1.1版時点)10.介護保険 住所地特例対象施設入所(居)・退所(居)連絡票、(第1.1版時点)14.介護保険 被保険者適用除外者開始・終了届</p>
2	<p>機能ID 7.1.1. ○代行申請だけでなく、本人または家族からの申請もあることから申請者の管理が必要。 ○過去日(土日祝日等休日)に受理する場合があるため受理日を追加してほしい。 ○新規申請は、初めての新規申請と要支援者の要介護新規申請とを区別して管理できるようにしてほしい。 ○認定申請時に確認する「調査の連絡先」「現在の居所」を管理できる項目を追加してほしい。</p>	<p>要介護／要支援認定における管理項目として、以下の項目を実装オプション機能に追加しました。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定申請者(氏名、関係コード、郵便番号、住所、住所方書、電話番号) ・要介護認定申請受理日 ・要介護認定事務日付等1 ・要介護認定事務日付等2 ・要介護認定事務日付等3 ・要介護認定事務日付等4 ・要介護認定事務日付等5 ・要介護認定事務区分1コード ・要介護認定事務区分2コード ・要介護認定事務区分3コード ・要介護認定事務区分4コード ・要介護認定事務区分5コード ・要介護認定事務備考1 ・要介護認定事務備考2 ・要介護認定事務備考3 ・要介護認定事務備考4 ・要介護認定事務備考5

5-3. 主な対応内容(受給者関連)

No	意見概要	2.0版案への反映内容
1	<p>○介護保険負担限度額認定証、負担割合証について、連続紙を使用し、紙の無駄なく印刷できるような工夫がされている。</p> <p>○認定証部分(縦128ミリ×横91ミリ)のみの印字としており、認定証帳票の印刷範囲を自治体ごとに設定できるようにしてほしい。</p>	<p><u>出力する帳票の用紙サイズについて</u>、帳票レイアウト上に記載している「<u>証の大きさ</u>」に該当する部分(枠線内の証部分)のみを出力する(自由記載欄は印刷対象範囲に含めない)形でも差し支えない旨を機能・帳票要件の「要件作成における経緯・留意事項等」に追記しました。</p> <p><反映箇所> 【機能・帳票要件】機能ID 6.1.19.、6.1.22.、6.2.6.</p>
2	<p>介護保険給付の支払方法変更(償還払い化)通知書等について、必要年度分の保険料が3年度以上の場合や年度ごとの期別状況の欄が随時分などを含め滞納期別数が10行以上になる場合がある。帳票レイアウトに示されている表の列数・行数を超える印字が必要となった場合に別紙等を出力するようにしてほしい。</p>	<p>給付制限の予告通知書及び通知書(給付額の減額を除く)における保険料の滞納状況について、出力件数が可変であることから<u>保険料の滞納状況のみを印字する帳票レイアウトを実装オプションで追加</u>しました。当対応に伴い、各通知書の保険料の滞納状況欄は自由記載欄に変更しました。</p> <p>なお、「46.介護保険滞納保険料控除予告通知書」及び「47.介護保険滞納保険料控除通知書」は、通知すべき内容を勘案し、別紙を利用する場合はその旨を印字することを帳票詳細要件の「印字編集条件など」に追記しました。</p> <p><反映箇所> 【機能・帳票要件】機能ID 6.3.13.、6.3.14.、6.3.15.</p> <p><追加帳票> 48.給付制限における保険料の滞納状況</p> <p><修正帳票> 40.介護保険給付の支払方法変更(償還払い化)予告通知書 41.介護保険給付の支払方法変更(償還払い化)通知書 42.介護保険給付の支払一時差止予告通知書 44.介護保険給付の支払一時差止通知書</p>
3	<p>介護保険法第68条にある二号被保険者の保険給付の一時差止に関する業務フローを追加してほしい。</p> <p>介護保険法第67条にある一号被保険者の保険給付の支払の一時差止とは医療保険者への照会等を差し挟むなどあり、名称は似ているが方法が異なるため。</p>	<p><u>第2号被保険者の保険給付の一時差止に関する業務フローを追加</u>しました。</p> <p><追加内容> 【業務フロー】 06.受給者管理 - 06.給付制限(2号被保険者における保険給付差止)</p>

5-4. 主な対応内容(給付関連)

No	意見概要	2.0版案への反映内容
1	<p>介護保険高額介護(予防)サービス費支給(不支給)決定通知書、介護給付費通知書について、ハガキサイズでの印刷を可能にしてほしい。</p> <p>【理由】圧着ハガキを利用することで封入する作業を省き、郵送費を安価にできるためである。数が膨大な上に、他機関へ委託せず市で発送作業を行うことで作業負担も軽減できる。</p>	<p>大量帳票によりA4紙タイプによる封入作業が膨大となる帳票について、<u>ハガキサイズの様式での印字も可能とするよう、実装オプションとして新規作成</u>を行いました。なお、ハガキ様式の場合は、プレプリント様式が想定されるため、留意事項として、<u>プレプリント様式への対応について記載</u>しました。</p> <p>＜反映箇所＞ 【機能・帳票要件】機能ID 8.8.26.、8.8.27.、8.8.40.、8.14.1.、8.14.4.</p> <p>＜追加帳票＞ 34.介護保険高額介護(予防)サービス費支給(不支給)決定通知書(ハガキ様式) 49.介護給付費通知書(ハガキ様式)</p>
2	<p>【帳票名】介護保険居宅介護(予防)サービス費等受領委任払支給申請書</p> <p>【理由】決定通知や決定のお知らせは定められているが、対応する申請書が定められていない。</p>	<p>受領委任払用の申請書として、<u>「介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等支給申請書(償還払用)」を実装オプションで追加</u>しました。</p> <p>＜反映箇所＞ 【機能・帳票要件】機能ID 8.7.2.</p> <p>＜追加帳票＞ 16.介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等支給申請書(償還払用)(受領委任払用)</p>
3	<p>償還払い(住宅改修等)や高額介護サービス費における受領委任払いの決定通知書について、支給対象者一覧(帳票詳細要件における「明細」の部分)の欄に「※対象件数に応じて印字」とあるが、対象者数によって1枚に収まらない場合が考えられる。2枚以上にまたがる場合にどう出力するのか明確にしてほしい。</p>	<p>受領委任払い対象者の明細について、出力件数が可変であることから償還、高額介護サービス費の受領委任払にて活用可能な、<u>受領委任払対象者の明細を印字する帳票レイアウトを実装オプションで追加</u>しました。当対応に伴い、各通知書の受領委任払い対象者の明細欄は自由記載欄に変更しました。</p> <p>＜反映箇所＞ 【機能・帳票要件】機能ID 8.7.12.、8.7.19.、8.8.28.、8.8.40.</p> <p>＜追加帳票＞ 24.受領委任払対象者明細</p> <p>＜修正帳票＞ 21.介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修受領委任払支給決定通知書 22.介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費受領委任払支給決定通知書 23.介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等受領委任払支給決定通知書(償還払用) 35.介護保険高額介護(予防)サービス費受領委任払支給決定通知書</p>

5-5. 主な対応内容(保険料関連)

No	意見概要	2.0版案への反映内容
1	<p>保険料賦課の納入通知書や介護保険料納付証明書、督促状等について、ハガキサイズでの印刷を可能にしてほしい。</p> <p>【理由】圧着ハガキを利用することで封入する作業を省き、郵送費を安価にできるためである。数が膨大な上に、他機関へ委託せず市で発送作業を行うことで作業負担も軽減できる。</p>	<p>大量帳票によりA4紙タイプによる封入作業が膨大となる帳票について、<u>ハガキサイズの様式での印字も可能とするよう、実装オプションとして新規作成</u>を行いました。なお、ハガキ様式の場合は、プレプリント様式が想定されるため、留意事項として、<u>プレプリント様式への対応について記載</u>しました。</p> <p><反映箇所> 【機能・帳票要件】機能ID 3.1.21.、3.1.22.、4.7.1.、5.2.3.</p> <p><追加帳票> 3.保険料賦課 - 03.納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書(ハガキ様式) 3.保険料賦課 - 04.納入通知書(保険料額変更通知書)兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書(ハガキ様式) 3.保険料賦課 - 06.特別徴収開始通知書(ハガキ様式) 4.保険料収納 - 07.介護保険料納付証明書(ハガキ様式) 5.滞納管理 - 02.督促状兼納付書(ハガキ様式)</p>
2	<p>機能ID 4.3.1. 「コンビニ納付等、多様な納付方法に対応していること。」とあるが、代行収納業者経由で送信されるデータでの消込への対応や問合せ対応の際に収納状況や収納チャネルの種類、コンビニの場合はコンビニ名も照会できるようにしてほしい。</p>	<p>コンビニ収納等の多様な納付方法に対応するために<u>必要と想定される管理項目を追加</u>しました。</p> <p><反映箇所> 【機能・帳票要件】機能ID 4.3.1.</p>
3	<p>「充当通知書」に添付を目的とした、「充当明細」を出力できるようにしてほしい。</p> <p>【理由】標準仕様書で示されている帳票「充当通知書」に、充当額は別紙明細書となっていることから、「充当明細」の出力が必要である。</p>	<p>滞納処分における<u>充当明細書を実装オプションで追加</u>しました。</p> <p><反映箇所> 【機能・帳票要件】機能ID 5.4.12.</p> <p><追加帳票> 5.滞納管理 - 20.充当明細</p>

6. 大項目・中項目の構成見直し

- 総合事業に関する機能の追加により、大項目「10.総合事業」を追加した。
また、全国意見照会でのご意見を踏まえ、「6.受給者管理」「7.認定管理」「9.統計・報告等」における中項目の構成を見直した。

【第1.1版】

6. 受給者管理	┣ 6.1. 認定更新勸奨
	┣ 6.2. 減免／減額認定
	┣ 6.3. 負担割合
	┣ 6.4. 給付制限
	┣ 6.5. 国保連受給者異動
7. 認定管理	┣ 7.1. 要介護／要支援認定
	┣ 7.2. 処分延期通知
8. 給付管理	(略)
9. 統計・報告等	┣ 9.1. 報告資料作成
	┣ 9.2. 情報提供

【第2.0版案】 ※赤字が追加・変更の箇所

6. 受給者管理	┣ 6.1. 減免／減額認定	「6.1. 認定更新勸奨」移動により項番の見直し
	┣ 6.2. 負担割合	
	┣ 6.3. 給付制限	
	┣ 6.4. 国保連受給者異動	
	┣ 7.1. 要介護／要支援認定	
7. 認定管理	┣ 7.2. 認定更新勸奨	認定管理に関わる業務のため『7. 認定管理』に移動 認定管理に関わる業務のため『7. 認定管理』に移動 項番の見直し
	┣ 7.3. 情報提供	
	┣ 7.4. 処分延期通知	
	┣ (略)	
8. 給付管理	┣ (略)	法令による報告に関する要件とそれ以外の要件を分割
	┣ (略)	
9. 統計・報告等	┣ 9.1. 事業状況報告	法令による報告に関する要件とそれ以外の要件を分割
	┣ 9.2. 統計・集計	
10. 総合事業	┣ 10.1. 総合事業共通管理	総合事業のうち、標準化範囲内とする機能を追加
	┣ 10.2. 事業対象者	
	┣ 10.3. 負担割合	
	┣ 10.4. 国保連受給者異動	
	┣ 10.5. 介護予防ケアマネジメント届出	
	┣ 10.6. 償還（介護予防・日常生活支援総合事業費）	
	┣ 10.7. 高額介護予防サービス費相当事業	
	┣ 10.8. 支払通知	
	┣ 10.9. 給付実績（介護予防・日常生活支援総合事業費）	
	┣ 10.10. 高額医療合算介護予防サービス費相当事業（交付申請）	
	┣ 10.11. 高額医療合算介護予防サービス費相当事業（支給申請）	
	┣ 10.12. 高額医療合算介護予防サービス費相当事業共通	
	┣ 10.13. 介護給付費通知	

総合事業の標準化範囲内への変更により、追加

(補足)

・事業間の移動に伴う、機能IDや項番等の付番し直しましたが、要件等の内容に変更はありません。